

## 九州・山口9県被災地支援対策本部 設置要領について

今後の九州内外での大規模又は広域的な災害の発生に備え、九州・山口9県が連携して、被災都道府県に対する初動段階の支援を迅速かつ効果的に行えるよう、九州地方知事会長が各県の支援担当被災地域を割り当てる仕組みを構築する。

### ○設置

被災県独自では対応できない大規模又は広域的な災害が発生した場合、九州地方知事会長が支援本部の設置の要否を決定する。

(被災地の都道府県知事と連絡可能な場合はその意向を確認)

### ○支援本部の事務

#### ・被災地の支援

(支援の項目)

①食料、飲料水及び生活必需品の提供

②医療支援

③災害応急措置に必要な職員の派遣

④その他災害応急措置の支援のため必要な事項

#### ・各県の意向等も踏まえた支援地域の割当て

※この割当ては、支援担当県が自主的に行う支援を妨げるものではない。

#### ・その他必要な調整等(支援担当県間、国・全国知事会など)

### ○支援の方法

支援地域を割り当てられた支援担当県は、支援地域のニーズをきめ細かに情報収集のうえ、基本的に支援担当県で支援を完結して実施。

### ○事務局体制

九州地方知事会事務局職員及び派遣職員(九州・山口各県及び会長県の防災担当課等職員)

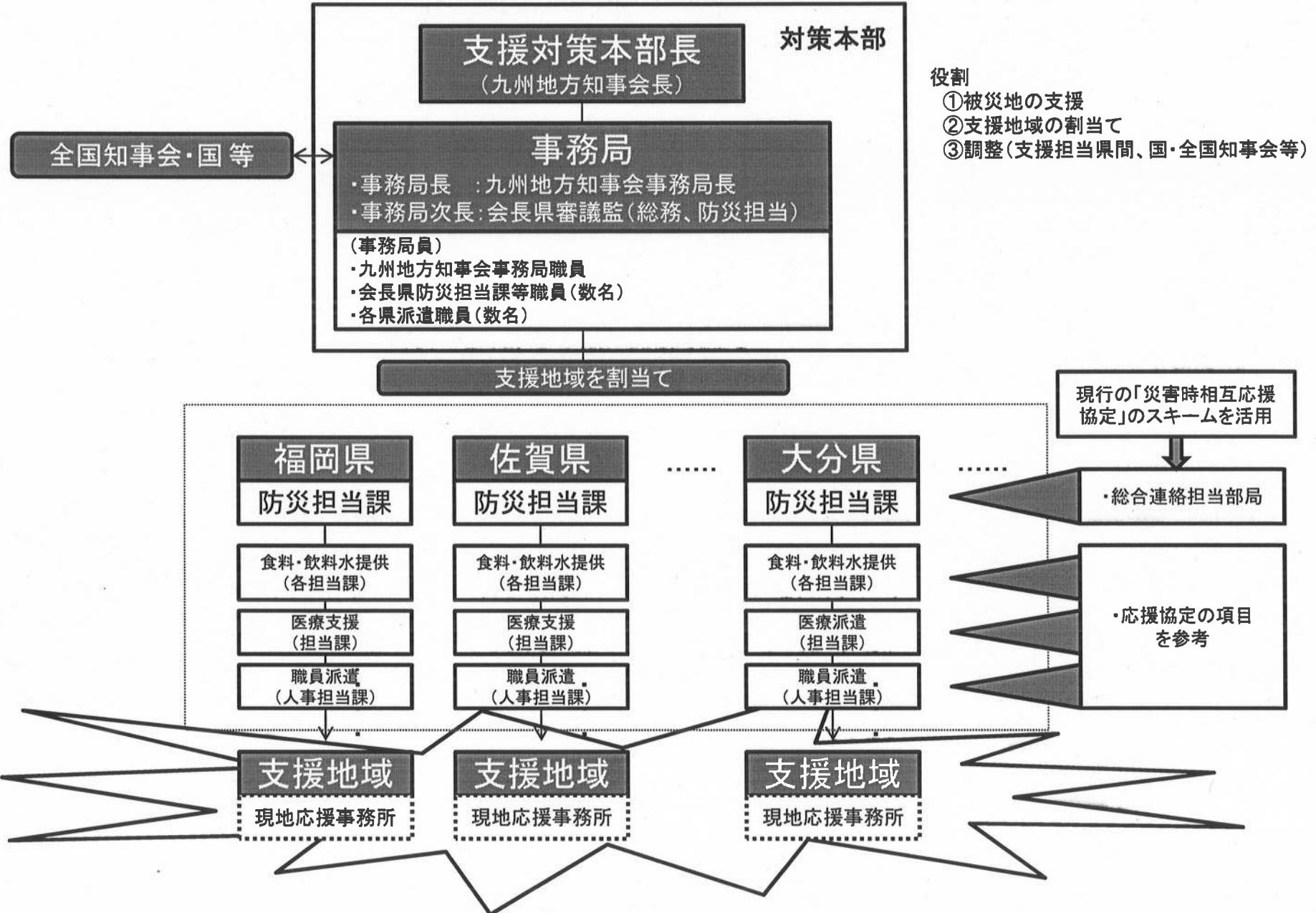
### ○本部長(九州地方知事会長)の職務の代行

九州地方知事会副会長(鹿児島県知事)

\*会長及び副会長が被災等により職務が遂行できない場合は、その他の知事が協議し、代行者を決定

\*従来、九州・山口9県内において大規模災害が発生し、被災県独自では十分な応急措置が実施できない場合には、「九州・山口9県災害時相互応援協定」により、幹事県(毎年度持ち回り)が調整を行い、被災県への支援を行うこととしてきたが、今回の要領の制定を機に、これを見直し、九州地方知事会長が調整を行うこととする。

# 九州・山口9県被災地支援対策本部(仮称)の組織体系図



# 九州・山口9県の災害時の広域応援について

～九州・山口9県災害時相互応援協定(H7.11)に加え、「支援対策本部」の仕組みを新設～

## 【現行】

### ①対象となる災害

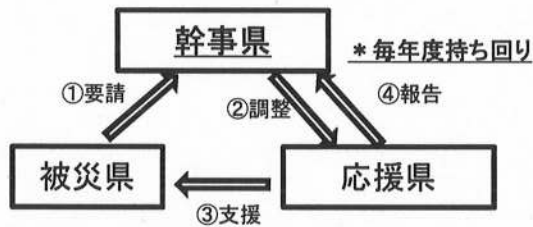
九州・山口9県内における大規模災害

### ②支援体系

(i) 被災県からの直接要請



(ii) 幹事県を通じた調整



### ③支援の内容等

- ・九州・山口9県災害時相互応援協定の応援項目
- (i) 職員の派遣
- (ii) 食料、飲料水及び生活必需品の提供
- (iii) 避難施設及び住宅の提供
- (iv) 緊急輸送路及び輸送手段の確保
- (v) 医療支援
- (vi) その他災害応急措置に必要な事項

九州・山口9県災害時相互応援協定

## 【今後(H23.6.6～)】

### ①対象となる災害

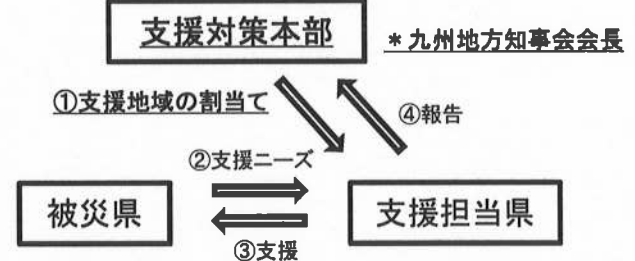
九州・山口9県内外における大規模災害

### ②支援体系

(i) 被災県からの直接要請



(ii) 支援対策本部の割当てによる支援



### ③支援の内容等

(i) 被災県からの直接要請

- ・九州・山口9県災害時相互応援協定の応援項目

(ii) 支援本部の割当てによる支援

- ・被災地域のニーズを収集し、支援担当県で支援を完結して実施(支援項目)
- ・食料、飲料水及び生活必需品の提供
- ・医療支援
- ・職員の派遣
- その他災害応急措置に必要な事項

九州・山口9県災害時相互応援協定、支援対策本部設置要領

対象の拡大

迅速かつ効果的な支援

支援内容の見直し